

地域展開だより

地域クラブの認定が国の基準に基づくものになります

茂原市は、現在25の地域クラブが活動しています。この25の地域クラブは、今年度は茂原市の基準で「茂原市認定」としているところです。大会等の出場については、以下の2通りに分かります。

○休日の練習は地域クラブで行うとともに、地域クラブでチーム(地域クラブごとに1チームのみ)を編成して、総合体育大会等の小中学校体育連盟主催大会、一般の大会等に地域クラブで出場する。練習試合も地域クラブで実施する方針。(実際の動きは来年度)

○休日の練習は地域クラブで行うが、大会については顧問が引率し、学校から出場する。練習試合は、学校のチームで行う場合は特例2を申請実施するが、特例2の期間に限られる。

このような状況下で、地域クラブの認定について、令和7年12月に発出された新たな国のガイドラインで全国的に国の基準によって地域クラブを認定することが示されました。今後は、国の基準で認定された地域クラブを中心として地域展開が進められていくものの、現段階では、指導者全員が茂原市の定めた研修を受講して登録をしなければならないこと、規約や組織を明確にして公表することでの事務の増加など、各地域クラブの事務的な負担が増えることが予想されるため、茂原市では、

A:「茂原市認定地域クラブ活動」(国の基準) B:「茂原市準認定地域クラブ活動」(茂原市独自)の2段階の認定とすることとしました。「茂原市準認定地域クラブ活動」は、休日の活動については「茂原市認定地域クラブ活動」と同様に活動することができます。また、一覧表に掲載して市内の児童生徒に広報します。

地域クラブの指導者研修会を開催します

茂原市では、部活動地域展開に関係する皆様が中学生にどうかかわっていくか、そのための資質向上を目的として、下記の日程で指導者研修会を実施します。地域クラブの指導者の皆様、関心をお持ちの皆様、ぜひ、ご参加ください。参加の申し込みは、右側の二次元コードから申し込むか、直接お電話(学校教育課担当鈴木・吉野 20-1558)でお申し込みください。

開催期日: 令和8年11月13日(金) 18:30 14日(土) 9:00

場 所: 茂原市役所1階102会議室(議会棟下よりお入りください。)

講 師: 国際武道大学教授 嶋崎 雅規 様



部活動地域展開についての基本的な考え方

部活動地域展開については、令和9年度から休日について完全実施(休日は基本的に学校部活動を実施しない)することになります。令和5年度からスタートし、各学校での説明会等を実施してきましたが、現在の地域展開の基本的な考え方について、裏面にまとめました。令和9年度からの完全実施にあたり、地域展開の地域クラブがない場合は、特例2での学校部活動が可能です。対象期間以外は活動できないことになります。子どもたちの活動確保のために御協力をお願いいたします。

茂原市の部活動地域展開に対する基本的な考え方（生徒・保護者・地域向け）

令和8年10月 茂原市教育委員会

休日の学校部活動は、令和5年度から段階的に地域クラブに移行してきましたが、令和9年度から、原則休日の学校部活動はすべて地域クラブに移行となります。

このことによって、種目によっては、大会も地域クラブから出場することになります。

学校部活動は基本的に以下のように考えます。

<基本的な考え方>

- ・令和9年度から、茂原市の学校部活動は基本的に平日のみとする。
- ・休日に活動したい生徒の受け皿として地域クラブ活動を行うが、地域クラブがない場合は、活動できない。
- ・大会等は、学校から出場することを可能とする。

（１）休日の学校部活動は、基本的に地域クラブに移行する。学校部活動は、平日の活動とその成果を示す小中体連主催大会への参加を基本とする。

①学校部活動は、平日のみ。休日は基本的に行わない。休日に活動する地域クラブがない場合は、休日の活動はできない。

②小中体連大会等、大会は地域クラブ参加可。学校からの出場も従来どおり可能であるが、学校からの出場は、地域クラブに入らない生徒、もしくは、大会出場を考えていない地域クラブに加入している生徒で構成することを基本的な考え方とする。

（２）茂原市は、独自に特例１（一般の大会等への参加）と特例２（総体、新人戦前の部活動可）を設定するが、これにより休日の学校部活動の継続を奨励するのではなく、地域クラブには所属していないが大会には出場したい生徒の受け皿として考える。（文化部のコンクール等も同様）

①特例は、学校部活動の継続のためのものではない。基本的には、学校から出場するのは、地域クラブに入らない生徒、大会参加を考えていない地域クラブに加入している生徒と考える。特例２の行使によって、合同チームの練習や練習試合等が可能となるが、一方で休日の活動を希望しない生徒が休日の部活動に参加しなければならない状況になることを十分に考慮する。

（３）平日の地域展開は、先行地域の事例研究を重ねながら、国や県が改めて方針を出す令和１０年の中間評価を待つものとする。

①平日の学校部活動は、３年後に出される予定の国や県の新たな方針に従うものとする。（ただし、現在の地域クラブへの移行を妨げるものではない。）

（４）地域クラブについては、長生郡市全体でその情報を共有する。その際の生徒が参加することによる各市町村の経費負担は、当面の間はないものとする。

①長生郡市全体で、長生郡市全体を活動範囲とする地域クラブの情報を共有する。（茂原市、各市町村のホームページに掲載）

②各市町村で、地域クラブの支援をしているが、当面はそのことによる自治体相互の負担金はないものとする。

（５）令和９年度より開始される予定の国の基準による地域クラブの新たな認定制度において、茂原市独自に「茂原市準認定地域クラブ活動」の認定を設ける。

①認定地域クラブ活動の認定にあたり、国の基準による認定を受けない団体がでてくることが予想される。そのために、茂原市独自に「茂原市準認定地域クラブ活動」（今までの認定地域クラブと同程度の条件）という認定制度を設ける。（認定は２種類となる）

②「茂原市準認定地域クラブ活動」の認定は、「茂原市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書および別紙」、「茂原市認定地域クラブ活動認定要件確認書」の提出により認定の判断を行う。